

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人宇野秀義の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の大審院判例はすでにこれを変更する当裁判所の判例（昭和二五年（れ）第一三三五号同二六年五月一一日第二小法廷判決・刑集五巻六号一一〇二頁、昭和二七年（あ）第一三四二号同二八年一一月一三日第二小法廷判決・刑集七巻一号二〇九六頁）の存するところであり、また、所論引用の当裁判所判例は本件とは事案を異にし適切でなく、その余の点は単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり決定する。

昭和五一年五月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	服 部 高 顯
裁判官	天 野 武 一
裁判官	江 里 口 清 雄
裁判官	高 辻 正 己
裁判官	環 昌 一